## 沖縄愛楽園入所者の戸籍再製

## 一入所者が手に入れた「道具」としての戸籍一

## 鈴 木 陽 子\*

#### 1 はじめに

#### 1.1 目的と背景

本稿は米軍統治下沖縄のハンセン病療養所入所者にとって、沖縄戦で焼失した戸籍を再製することがどのような 意味を持ったかを、入所者のオーラルヒストリーと療養所自治会所蔵資料から明らかにする。

ハンセン病はノルウェーのハンセンが 1873 年に菌を発見した慢性の細菌感染症で、菌の発症力は弱く、初期症状は末梢神経と皮膚に現れる。症状が進むと重い後遺症をもたらし沖縄でも患者は差別を受けてきた。1943 年に薬が開発され、1950 年代の国際らい会議ではハンセン病患者の隔離政策を否定したが1、日本では患者をすべて療養所に終生隔離する「らい予防法」が 1996 年まで続いた2。

沖縄の慣わしではハンセン病患者は同じ集落に暮らしながら家族や集落の日常生活の中で語られず、存在しない者にされることが多かった $^3$ 。沖縄では人が亡くなると集落全体で弔ったが、ハンセン病患者の埋葬は集落の人々に知らせることなく家族のみで行い、親族にハンセン病患者はいないかのようにされた。また、祖霊信仰の中で患者は祖霊に守られなかった者となり、亡くなったのちに祖霊になることはできないと考えられ $^4$ (前田 1998; 沖縄県教育庁文化財課 2012; 鈴木 2015)、多くは親族の繋がりを表すトートーメーといわれる位牌に名が記されなかった。トートーメーは沖縄の祖霊信仰を表し、祖霊となる先祖の名が記され、長男が承継する位牌である $^5$ 。

1938年にハンセン病療養所の国頭愛楽園(以下、愛楽園)6が開園した後、集落で存在しないかのように暮らしていた患者は家や集落を離れて愛楽園に入所するようになった。療養所に入所すると、患者は物理的にも家族や集落にいない人になった。入所した患者は家族に迷惑をかけないように家族と音信を断つことを求められ、また、入所者自身が愛楽園にいる自分の存在を知られないように気をつかい(下村ほか 2015)、患者がいたことの痕跡は戸籍のみに残された。しかし、沖縄では 1945年3月末から始まった地上戦によって、宮古・八重山以外では戸籍も焼失し7、この戸籍の焼失は家族・親族にハンセン病患者がいたことの痕跡も消した。沖縄戦によってハンセン病患者は親族のつながりを表す戸籍とトートーメーのどちらにもいない者になった。

戦後、配給のための台帳が必要となり、1946 年 9 月 19 日、沖縄民政府によって「臨時戸籍」作りが始まった。その後、1953 年 4 月から「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が沖縄にも適用されることになり、この遺族年金の申請に戸籍謄本の添付が義務付けられたことから、住民の申告に基づく本格的な戸籍再製作業が始まった<sup>8</sup>。

一方、愛楽園も沖縄戦で壊滅状態になった。1947年、愛楽園では入所者自治会が作業規約を作成し、規約に従って作業ごとに入所者を配置して戦後の園復興、運営にあたった。入所者の状況把握、人員采配はこの自治会の「戸籍係」が行った。また、沖縄の一般社会と同様に愛楽園でも同郷者による郷友会が組織され、入所時や病棟入院時等には郷友会が入所者をサポートした。愛楽園の入所者は園名を使わず本名を使う人も多かったが、入所者は園内で生活をする限り、園外の身分証明を必要としなかった。

キーワード:ハンセン病、沖縄、愛楽園、戸籍、年金

<sup>\*</sup>立命館大学大学院先端総合学術研究科 2015年度3年次転入学 公共領域

#### 2 先行研究の検討

#### 2.1 戦後沖縄の戸籍再製について

米軍統治下沖縄の戸籍については、奥山恭子が「臨時戸籍」作成過程について(奥山 2006)、戸籍再製過程については琉球政府法務局で再製作業を進めた久貝良順自身が詳細を明らかにした。そこでは、戦後沖縄の戸籍再製が食料配給台帳の必要からスタートし「戦傷病者戦没者遺族等援護法」を受給するために本格化し、戸籍に記載されない「無籍者」が出ないことを目指したことが明らかにされた(久貝 1990)。両者とも再製過程を明らかにすることを目的としているため、「無籍者」がどのような状況で生まれ、どのような状況にあったかは述べていない。

### 2.2 ハンセン病問題研究をめぐる現状

ハンセン病問題に関しては、藤野豊が歴史学の立場から患者救済の名のもとに行われた隔離政策による加害行為を論証し、療養所の家族主義的な園運営が入所者の主体的な生き方を否定したことを論じた(藤野 2006)。藤野の研究が患者の行動を被害者の行動と位置付ける傾向にあったのに対し、蘭由岐子は入所者からの聞き取りに基づき、療養所で暮す人々の「病者」としての主体的行動を明らかにした(蘭 2004)。また、桑畑洋一郎もスティグマとしての「病者」の経験として、愛楽園に入所した人の主体性を描いた(桑畑 2013)。これらの入所者の主体的行動に注目した研究に対し、廣川和花と坂田勝彦は療養所の人々と園外の社会との関係に目を向けた。廣川は地域社会にあった草津の湯ノ沢集落の患者を描き(廣川 2011)、坂田は構造的な制約下にある多磨全生園入所者の生活世界が療養所の外の社会の変化と共に構成されてきたことを明らかにした(坂田 2012)。また、青山陽子は全生園入所者の生活世界を共同体として分析した(青山 2014)。。

これらの研究を踏まえ、有薗真代は療養所の中で弱い立場に置かれた入所者が豊饒な生活を求めて集団的実践を行ったことに着目し、愛生園や新生園の不自由者たちの集団的実践が療養所の内外をつなぐ動きをしたことを明らかにした。さらに弱い立場の者が閉鎖的な空間でより過酷な状況に置かれ、そこから戦後の療養所では視覚障害者と外国籍者の年金獲得運動が生まれ、これらの運動と全国ハンセン病患者協議会が連携し、療養所内の経済格差を解消したことを論じた(有薗 2017)。

## 2.3 本稿の位置づけと調査方法

入所者等の主体性を考察するこれまでの研究は制約下に置かれた療養所の人びとの行動を考察している。それらは家族や親族にはいないとされていることについて、入所者の被害の一つとして考察し、あるいは、その被害を前提に入所者がどのように療養所内で行動したかを考察する。そのため、入所者自身が存在しないとされていることに対してどのように行動してきたかは論じられてこなかった。これらに対して本稿は、家族・親族に存在しない者となってきた入所者が、米軍統治下の療養所で、自らの存在を明らかにする戸籍を求めたことの意味を考察する。本稿は入所者が戸籍の再製をめぐってどのような状況にあり、どのように行動したかを明らかにするが、これは、米軍統治下沖縄の福祉制度における入所者の状況を明らかにすることであり、同時に、家制度に基づく沖縄の家族主義的規範に対する入所者の姿勢を表すことになる。

戸籍は人が生まれ死亡したことを公的に証明し、徴税・徴兵など人々を管理するために作られたが、福祉行政が進められるとともにサービスを受ける適用者であることの証明にも使われた。また、戸籍は国籍の証明にもなり、人々に国への帰属意識を促すが(遠藤 2017)、戸籍に基づく家制度は先祖と子孫をつなぐ祖霊への帰属意識と結びついた。本稿は入所者が家族と共有する帰属意識にどのような対応をしたかを考察する。

本稿は愛楽園入所者の戸籍再編をめぐる行動を分析対象とし、入所者及び家族の聞取りと制定された法律や自治会が所蔵する文書資料の分析に基づき、入所者にとって戸籍再製がいかなるものだったかを検討する。文書資料は公にされた法律や機関誌『愛楽』のほか 1950 年代から 60 年代に記録された愛楽園自治会の「公文書控え」「議事録」「雑書綴り」、入所者の日記等の資料である。聞き取りは 2013 年から 2016 年にかけて、入所者、入所者家族 10 人から行い、語り手は話した事柄が公開されることを了解している。

## 3 家族の中で「存在しなくなる」こと

本稿は入所者にとって本土復帰前の戸籍再製がどのような意味をもったかを検討するが、まず、ハンセン病患者が家族の中で存在しないかのようになるとはどのようなことかを明らかにする。その後、戸籍整備を概観し、入所者にとっての戸籍再製の意味を考察したい。

沖縄島周辺離島出身の入所者 D さんは幼い時から快活で面倒見がよく、多くの友人に囲まれていた。子どものころ D さんは近所でハンセン病患者を見かけると「コーター、コーター」とはやし立てていたという。D さんは病気の発症に気づいてからも学校に通い中学校受験の準備をしていた  $^{10}$ 。D さんの遊び友達だった E さんは「D さんは病気を隠さなかったから、いつも一緒によく遊んだ。D さんは悪い方の左手を使わなければならないことは絶対やらなかった」と話したが  $^{11}$ 、D さんは小指が曲がるハンセン病の症状が目立つようになって、家の裏座に籠るヤーグマイ(家籠り)に入った。D さんは自分のヤーグマイを次のように語った。

友人も多かったのが、親に言われたんだろうね。一人去り一人去り、友達もいなくなった。だんだんと小指が目立つようになって、親もあきらめたんだろうね、私は長男なんですよ。親は長男に特別に期待するんですよ。それが学校に行くのをやめさせて、ヤーグマイ。最初は3番座で母親が一緒に寝てくれたけど、後は裏座に一人籠った。食事も裏座で。裏座に籠ったら、家族の中で、親や兄弟のなかで、僕の名前が語られることがなくなって、僕は存在しないことになった12(鈴木 2015)。

D さんは家族と同じ家で過ごしながら「僕は存在しないことになった」と語った。その後、D さんは隣島の海岸端の隔離小屋に移り、一年後に愛楽園に入所した。D さんが愛楽園に行く時に父母は見送りに来たが、弟や妹には何も話さなかった。幼かった D さんの妹は高校まで自分に愛楽園で暮らす兄がいることを知らず、患者のいる家の前を通る時には友人と一緒に大騒ぎをして、息をつめて鼻を押さえて走り抜けていた。高校時代に近所の人達の妙な物言いに気づくまで兄のことを何も知らなかったという  $^{13}$ 。

また、豊かな網元の娘として「文字通りおんぶ日傘でわがまま放題で暮らしてきた」というFさんも愛楽園に入所した直後に亡くなった兄がいたことを知らなかった。Fさんは「兄がいたことも、兄がハンセン病にかかったことも、隔離小屋にいたことも、愛楽園に行って亡くなったことも何も知らずに過ごしてきた」と涙を流しながら語った  $^{14}$  (鈴木  $^{2015}$ )。Fさんの兄は腕の良い漁師だったが、外見的な症状が目立ち隔離小屋に移っていた。彼は隔離小屋で暮らしながら漁をし、獲った魚をFさん宅近くに住む叔母に託して売ってもらっていた  $^{15}$ 。また、Fさんの父親は何年もの間、近隣の患者家族に頼まれ、当時持つ人の少なかったポンポン船といわれるエンジン付きのサバニで患者を愛楽園まで送り届けていた。Fさんの父に愛楽園まで送ってもらった入所者や家族が「愛楽園まで送ってくれる人がいて、その人が夜に船を出して、また、夜に船は戻ってきた。自分の子どもも療養所にいたはず  $^{16}$ 」と話すように、ハンセン病患者や家族には知られた人だった。しかし、Fさんの耳には兄のことは入ってこなかった。また、父親が島の患者を愛楽園に送り届けていたことも知らなかった。

人々はハンセン病について語ってはならないこととし、語らないことでハンセン病患者がいないかのように振舞ってきた。患者家族は愛楽園に家族がいることをひた隠しにし、周囲にばれないように面会も手紙のやりとりもしなかった家は少なくない。しかし、狭い集落で誰がどのような状況かみな知っていた。G さんは、入所した時に、同じ集落だという人に「どこそこの子どもだろ。あんたのおじいさんにはせわになった」といわれて驚いた。「ふしぎだねぇ。だれも知っている人がいないはずなのに、どこで知ったんかねぇ」と繰り返す  $^{17}$ 。それは集落でも同じで、D さんは「分かっていないと思っているのは患者の家族だけで、まわりはみんな分かっている。表立っては何も言わないから、周りはみんな分かっているのに、家族は知らないということだってある」と自分の家族のことも含めて話した。

故郷を遠く離れて愛楽園に来た入所者にとって同郷者の繋がりは救いになった。しかし、家から遠く離れた療養所であれば、近隣の人に自分の病気を知られることなく家族を守れる、と思って入所した人もいた。この人にとって同郷のつながりは愛楽園にいる自分のことが近隣にばれてしまうかもしれないという不安の種になった。同郷の

人の中には家族が面会に来たり手紙をよこす人もいて、自分のことが伝わるかもしれなかった。なるべく家から離れた所へと、故郷の八重山から近い宮古の療養所ではなく、遠い愛楽園まで来たHさんは沖縄から本土への自由渡航が認められた1953年、家からより遠くへ行くためにパスポートを手に入れて本土に渡り、本土の療養所に入った18。

入所者の多くは家族が親族や集落からつらく当たられる経験をし、ハンセン病を患った自分のために、家族を大変な目に合わせたと加害の思いを持っていた。入所者たちは親族の中で語ってはならない存在しない者となり(下村ほか 2015)、親族の中には入所者の存在を知らない者もいた。戦争で亡くなったことにされている入所者もいた。家族を守るために音信を断ってきた入所者は、戸籍再製をすれば自分がハンセン病を患い、愛楽園で暮らしていることを親族に思い出させてしまうと苦悩した。

#### 4 沖縄戦で焼失した戸籍の再製

#### 4.1 食料配給台帳としての「臨時戸籍」編製

沖縄本島では、地上戦が収束し米軍の占領下に置かれた地域から順番に、住民は家族が離散した状態のまま米軍が設置した収容所に入れられた。8月15日には、石川収容所に住民代表からなる沖縄諮詢会が作られ、琉球列島米国軍政府の指示のもと住民代表による統制が始まった。収容所では収容された住民の把握のために戸籍係が作られ、食料配給台帳や労務台帳となる名簿が作られた(沖縄県文化振興会公文書館管理部資料編集室 2001)。

1945 年 11 月から住民は徐々に帰村が認められるようになり、帰村後の食料等は配給が行われた。配給のためには人数把握が必要だったが、地上戦が行われた沖縄では宮古・八重山を除いて戸籍が焼失していた。そのため、1946 年 9 月 19 日、沖縄諮詢会の後継組織である沖縄民政府は「臨時戸籍事務取扱要綱」を作って市町村に配給台帳となる臨時戸籍を作らせた。臨時戸籍は配給受け取り台帳作成を目的として現に居住している人のみを登録し、現住している者、他所に暮らす者、養護院等に入っている者を区分けし、戸籍簿、世帯簿の外に傷病者等の養護院入院者名簿が作成された。「臨時戸籍事務取扱要綱」は本籍が沖縄域内にあることを前提とし、従来の様式と異なる横書き表形式で氏名にローマ字表記を求めたが、従来通り戸主制が取られた。届けは戦前の家族状況が変化した現状を申告し、不在家族調として別居者の居住区、行方不明者、戦死者、疎開者、死亡者が届けられることになっていた19。この後、戸籍に関わる婚姻、出生等の手続きはこの「臨時戸籍事務取扱要綱」に従って行われ、「臨時戸籍」が「沖縄住民の唯一の身分公証の証書」(久貝 1954)となった。

## 4.2 旧戸籍の復活

1952 年 4 月 28 日、沖縄の本土からの切り離しを追認するサンフランシスコ講和条約が発効した。その翌々日の 4 月 30 日、本土では「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が施行され、この法は 1953 年 4 月から沖縄にも適用された。この年金を得るためには出生、婚姻関係を証明する戸籍謄本の添付が義務付けられたが、日本政府は沖縄の「臨時戸籍」を身分公証の証書として認めなかった。そのため、戸籍を焼失した沖縄在住者は戦傷病者戦没者遺族年金受給の該当者であることを証明できなかった <sup>20</sup>。

1953年11月16日、沖縄で本土でも通用する戸籍を作るために戸籍整備法が制定された。沖縄では、1945年の米軍上陸時に出されたニミッツ布告1号4条によって、旧日本法が維持されており、そのため、滅失した沖縄群島56市町村の戸籍は旧日本法に従って再製されることになった。本土では1948年に家制度の旧戸籍法から新しい戸籍法に変わったが、沖縄では家制度を形作る旧戸籍法に従って戸籍再製を目指した。戸籍整備法で最も重要なことは申告であるとし、「申告を戸籍整備の発動源」として住民に申告の義務を負わせ、罰則規定も設けた。申告は戸籍の滅失当時、その戸籍に在籍していた全員を漏れなく、「各欄ともその戸籍に記載されていた全ての事項をそのまま申告」するとし、戸主が一家の分を纏めて記載して提出するのが望ましいとした(久貝1954)。一方、戸主が申告をすることができない時には同籍者である家族が申告しても、自分だけの身分事項のみを申告しても差し支えないとし、同籍者が一人もいなかったり、幼児であっても親族に申告の義務を負わせた。一戸に複数の申告があった場合には戸籍調整委員会で調整し、さらに縦覧期間を設け訂正ができるようにした。申告は1954年3月1日から5月31日の3

か月で行わなければならなかったが、この期間をのがした場合にも申告届出の義務は続いた。また、臨時戸籍の申告をしていた場合にも、もう一度届け出をしなければならず、戸籍滅失時から申告までの間に変動があった事柄も届け出の義務があり、「沖縄に無籍者が一人もいない」ことが目指された。

#### 4.3 戸籍再製におけるハンセン病患者の位置づけ

沖縄戦で家族を心配して愛楽園を抜け出した人も家で暮らしていた患者も他の人々と同じように住民収容所に入ったが、雑居状態ではハンセン病患者が周囲の人々から離れ、人目を避けて暮すことは難しかった。米軍は住民を収容所に集めるとともにハンセン病患者の収容を行った。8月に米軍に収容されたAさんは園から抜け出した人と一緒に愛楽園に連れてこられた様子を次のように語った。

私は戦争中もずっと家にいて、バケツリレーみたいな訓練も一緒にやっていた。おばあさんが一緒に逃げよういうけど、防空壕に行ったらみんながいるから、この病気を嫌うから「私は行かない」って行かなかった。家族と離れて一人で家の壕の中で寝ていたら、アメリカーが「ハロー」と来た。みんなと一緒に収容所に集められて、仕事させるわけ。私は足を痛ましていたから、もっと悪くなったら大変だ、と思って「足痛ましている」と見せたわけ。そしたら、トラックに乗せられて真喜屋の診療所に連れてこられた。医者は日本の医者とアメリカーがいた。ほかの収容所からも連れてこられた人がいて、一緒に愛楽園にきたのは4人。私ともう一人は初めて愛楽園に行く人だったけど、後の二人は愛楽園から逃げてきた人だった。結核の人も連れてこられていたけれど、この人ら、うちらのこと嫌って逃げていきよった21。

Aさんは沖縄戦まで収容されることなく家族と暮していたが、米軍の手で愛楽園に収容された。また、沖縄はニミッツ布告によって旧日本法が維持され、隔離政策の「癩予防法」は継続した。1946年2月8日には米国海軍政府指令第115号・116号がだされ「癩患者と判明した全部の者を、現在復旧中の屋我地島癩療養所に隔離するように指示」した。沖縄戦後、「戦争癩」といわれるハンセン病発症者が増加したが(犀川1993)、法律上ではハンセン病患者はみな療養所にいて、住民収容所にも帰村した人々の中もハンセン病患者はいないことになり、住民収容所の名簿にも、現住するものを申告する「臨時戸籍」にもハンセン病患者は記載されていないことになっていた。

一方、1953年に出された戸籍整備法では、沖縄戦で焼失した戸籍の再現を目指した。そこでは愛楽園に入所し死亡した者も家族との音信を断って隠れるかのように暮している人も戸籍の同籍者として申告することが義務化された。既に述べたように、戸主による申告が望ましいとはするが、個人で自分のみの申告をすることも認めていた。戸主が愛楽園に入所する人を申告しなかったとしても、入所者自身が自分の身分を申告することも、縦覧される戸籍に対して異議を唱えることも可能だった。さらに、戸籍の申告は住民の義務とされ、「期間内になすべき申告、届出、訂正申請、報告又は請求等を怠った者は、一千円以下の過料に処す」(21条)とされた。この戸籍再製は入所者を親族の一員として公にすることになるため、親族にハンセン病患者はいないとしていた家族と入所者自身をうろたえさせることになった。

次節で申告をめぐる家族と入所者の両者のようすを明らかにするが、入所者の戸籍申告を大きく二つの時期に分けて考えていきたい。ひとつめは戸籍整備法が制定され、入所者についての戸籍も申告義務が生じた時であり、ふたつめが、本土復帰に備えて福祉制度が整えられていく時期である。

## 5 「戸籍」をめぐる家族との関係――戸籍再製をめぐる入所者の状況

#### 5.1 1953 ~ 1954 年の戸籍申告をめぐる愛楽園入所者の状況

本項では、まず、ひとつめの戸籍整備法の申告時期の状況を明らかにしたい。

1954年5月31日の戸籍申告の締切間近、入所者のもとに何年も音信不通だった家族から手紙が舞い込んだり、家族が面会に来たりした。入所者自治会の機関誌『愛楽』はこの時の様子を「用件は戸籍に関してであり、面会ではどうしたら隠しおおせるかと、因果を含めることにあったのだろう」と記した。家族は入所している身内に、戸籍

上戦死したり、生まれなかったことにすることを納得させ、入所者が自分で戸籍の申告をしたり、異議を申し立てたりしないように言い含めたと考えられる。戦後 9 年たち、臨時戸籍に申告されなかった入所者は家族の中で、「戦災により役場の戸籍簿が焼失してしまったので、彼らも戦争で死亡或は行方不明になったことにされてしまい、各々の家人によって既に処理され、今では周囲は勿論、親戚の者からさえも、全く忘れられている」状態になっていたと『愛楽』は記した。そして、そのことを知らされた入所者は「邪魔くさい者共はこの際死んだ事にしておいた方が却って家の体面上都合い、し、隠せるものなら、あくまで隠そうとの気持ちがあったであろう」としながらも、「とにかく我々が心配している以上に故郷では苦しんでいる筈だから、今、我々がこの申告で名前を出す事は、自分が愛楽園にいるのを公表するようなもので、ますます迷惑をかけるばかりだ」と家族の苦悩を思いやった(沖縄愛楽園 1954)。この時の戸籍再製について、1968 年に行った自治会の調査では数十人が戸籍の申告がされず、無籍者になっていたと明らかにしている  $^{22}$ 。

#### 5.2 1950 年代半ば、戸籍を必要とする入所者の状況

1950 年代半ば、愛楽園入所者に戸籍整備法が制定された直接のきっかけである戦傷病者戦没者遺族年金の申請をした形跡はなく、該当者が戦傷病者戦没者遺族年金の申請に動き出したのは障害者福祉年金の制度が動き出した1970 年以降になっている <sup>23</sup>。戸籍整備法に基づき戸籍再製が行われていた1950 年代半ば、戸籍の申告をしなかった入所者が少なくない中、戸籍を必要とする入所者はどのような人だったのだろうか。この頃に戸籍を必要としたのは、ひとつはパスポートをとって本土に行くとき、もうひとつは回復して退所するのに備えて免許等の資格を取るときである <sup>24</sup>。

1952年、サンフランシスコ条約締結後、「日本国内への琉球人の自由入国を許可する旨の日本政府の政策発表」に伴い、沖縄から本土への渡航が認められた。1954年からは米国民政府副長官の渡航許可を必要とし、「日本旅行証明書」を必要としたが、沖縄から本土に自由に渡航できるようになった(月刊沖縄社 1983)。実際には、その手続きを取らず「闇船」と言われる漁船を頼み与論島まで行き、鹿児島まで渡ることも珍しくなかった。

1950 年に入所した I さんが「鹿児島に行った人もいるんですよ。日本だとちゃんと治療できるからとか、ほら、こっちは何もないでしょ。カマボコヤーって分かる?コンセット(米軍の兵舎)もまだあったから。あんなんだったから」と語ったように  $^{25}$ 、入所者も沖縄から本土に渡りたいと思っている人が少なくなかった。先述した H さんは戸籍を取り寄せ、愛楽園を何度か抜け出してパスポートの申請をし、予防接種をして愛楽園を「逃走」した。出入国管理規定でハンセン病患者の出入国を認めていなかったが、H さんは乗船下船時の検疫に捕まることなく鹿児島に渡った。それに対して I さんは「パスポート持たずに行った人もいるんですよ。闇船」と声を潜め、「闇船で行ってしまえばパスポートも何もいらなかったんですよ」と続けた。後に入所者の戸籍申請・年金申請に奔走した J さんも「みんなパスポートが欲しかったんですよ。戸籍作ってパスポート作って本土行って。本土は景気が良かったでしょ」という  $^{26}$ 。本土の景気が良くなると共に、本土の療養所では労務外出が盛んになった。賃金は低く抑えられていたが園内作業では得られない賃金を得ることができた。基地強化が進む沖縄の余剰人口対策として移民政策が取られた時期(澤田 2014)、沖縄から本土に出稼ぎに出て行く人が多かったのと同じように、愛楽園からも入所者が本土に向った  $^{27}$ 。園内の中学生も卒業前に労務外出を考えて本土に渡る人がいたが、これも沖縄の中学生が卒業して本土に働きに出るのと同じだった  $^{28}$ 

また、長島愛生園に開校された岡山県立邑久高校新良田教室  $^{29}$ への進学を考える中学生もパスポートを手にいれ、本土に渡った。新良田教室は日本の療養所にいる人に受験資格があったため、愛楽園の子どもたちには受験資格がなかった。新良田教室は 1963 年まで沖縄での受験を認めていなかったため、子どもたちは愛楽園を「逃走」し、出入国管理規定をくぐり抜けて本土の療養所に入所した後にしか受験できなかった。受験を希望する子どもたちは本土の療養所に行くために戸籍謄本を取り寄せてパスポートの申請をする必要があったが、母親がハンセン病患者だった C さんは自分の戸籍の所在が不明で探し回らなければならなかった  $^{30}$  (金城 2007; 下村ほか 2015)。また、沖縄での受験が認められたのちは出入国管理規定におびえることはなくなったが、受験にはパスポートの申請をするために戸籍を必要とした。

1950 年代、愛楽園では沖縄戦後の発症者の多さとベッド不足に対応し、在野の未治療者を入所させるために回復

した人を「軽快退園」させた。そのため戦後入所した若い人の多くは薬で回復し退所した。愛楽園でも運転免許講習会を開き、退所予定者が優先的に受講した。園内にとどまる人も生活を豊かにするために車やボイラーなどの免許を園外に取りに出かける人がいた。これらの資格取得には戸籍を必要とした。

園外の人々がパスポートや資格を取得するために戸籍を必要としたのと同じ状況が園内にもあった。しかし、これ等は後遺症が大きいために出入国時の検疫をくぐり抜けることや退所することが難しいと考える人々には関係がなく、戸籍があっても無くても、園の中で暮らすには影響がなかった。そもそも戸籍整備法以降に発症して入所した人の多くは既に戸籍を持っていた。無籍状態になっていた人の多くは戦前・戦後間もなくの入所者であり、戦時中の壕堀りや戦後の復興作業のために重い後遺症を持ち、退所を考えることが困難だった。

## 6 復帰を前にした入所者の戸籍再製

#### 6.1 年金受給のための戸籍申告

本土では1960年に皆年金制度が確立したが、そこからハンセン病療養所入所者は排除された。その中で入所者団体は生活の向上を求め、障害福祉年金を要求した(全国ハンセン病療養所入所者協議会2001)。その後、本土の療養所では国籍条項のために年金を受け取ることができない外国籍者との収入格差が問題になった。一方、沖縄には年金制度はなかったが、本土の療養所にいる沖縄に本籍のある人は規定に該当すれば年金を得ることができた。

沖縄では本土復帰に備えて年金制度が整えられ始め、1967年に老齢福祉年金、1968年には身体障害者福祉年金が制定され、厚生局はハンセン病療養所入所者にもこの制度を適用することを確認した(沖縄愛楽園 1968)。本項では復帰に備え福祉制度が整っていく時期に入所者が戸籍をめぐってどのように動いたかを見ていきたい。

1967年に老齢福祉年金が制定され愛楽園入所者も年金の申請を始めた。しかし、戸籍等の書類が不備なために老齢福祉年金を得ることができても受給が遅れていた。また、当時、戸籍がなく生まれていない状態になっているために、死亡しても死亡手続きができない入所者がいることも問題になっていた。さらに、1968年から始まることになっていた身体障害者福祉年金は受給該当者が多いことから、入所者の身分を公式に証明する戸籍の整備が急がれた(沖縄ハンセン氏病予防協会 1970a; 鈴木 2015)。

この入所者の戸籍整備は自治会が主導した。まず、自治会は全入所者に戸籍の有無を家族か役所に問い合わせるよう指示し、不明の場合は自治会に知らせるよう呼びかけた。自治会は庶務部に年金申請事務担当を置き、年金受給申請に添付する戸籍の整備を始めたが、担当者が目にした戸籍の記載は、本人自身がいう名前や生年月日と異なることが少なくなく、また、愛楽園で生きていることを知っていながら申告漏れにされたり、死亡したと申告されている人も数十人に上った。担当者は機関誌『愛楽』に「療友たちの戸籍上の問題が余りに問題含みの多いのに驚愕もし途方にくれた」「戸籍上にも偏見の問題が含まれていることに憤りを覚えている」と記した(沖縄ハンセン氏病予防協会 1970b; 鈴木 2015)。

自治会は新たに戸籍を作り直す作業に入ったが、担当者は一人一人の父母、祖父母との関係を明らかにすることの難しさを、子どものころに発症して学校に行けなかった人もいて親の名前はもちろん、自分の名前を書くことも覚束ない、生年月日も分からないと日記に記し、全員分を終わらせることができるのかと途方に暮れたことを書いた $^{31}$ 。父母の名前が分からなければ始まらないと、確認が必要な入所者の情報は福祉担当者に伝えられ、実家に行ってもらった。福祉課の担当 $\mathbf{J}$ さんは家の人に警戒されないよう気をつかいながら、沖縄島の北から南まで訪ねて歩いた。

固い格好すると警戒されるから、ネクタイもはずして普通の恰好で家に行くんですよ。家に上がるのを拒否されるということはなかったけれど、どこに行っても、どこに行っても、関わりたくないって感じで、家の人たちは何も言わないわけです。しょうがないから、仏壇に頭つっこんでトートーメー(位牌)の裏っかわ見て。名前とか死んだ日とか確認して。だれの子どもかってことが分からないと始まらないでしょう。・・・今でも、あの時戸籍作ってくれて助かったという人がいますよ32。

しかし、すべての人が戸籍を作ろうと思ったわけではない。傷を負い指を切断され、障害年金受給該当者であると分かっていても、身内に配慮して頑なに自分を存在しない者にしようとする入所者がいた。『愛楽』には「いまだに戸籍を申請しようとしない療友がいる」と述べられている(沖縄ハンセン氏病予防協会 1970b; 鈴木 2015)。

自治会は後遺症を持つ入所者の年金受給を実現させるために、法務局名護市局局長に「戸籍復活の方法についてのお願い」と題した要請文書を提出し、家族と無関係に戸籍を作ることを可能にするように要望して、無戸籍となっている数十名の戸籍の復活を目指した(沖縄愛楽園入所者自治会 1968)。その結果、1970年2月には350名が書類を揃えて障害者年金の申請をし、そのうち338名が受給することになった33(沖縄愛楽園入所者自治会1970)。さらに、1970年には無戸籍となっている個々の入所者の状況に対応した要請を村役場の戸籍係や名護地裁に行っている。1975年5月に社会保険庁へ提出した書類によると、入所者680名のうち、後遺症による身体障害者500名ほどが年金を受給することができた(沖縄愛楽園自治会1975)。

#### 6.2 入所者にとっての「戸籍」

次に入所者にとって、「戸籍」がどのようなものだったかを考えたい。両親や兄弟と親密な関係を続けた G さんは 戸籍再製の申告についての質問に次のように応答をした <sup>34</sup>。

お父さんが戸籍の届けをするのがあって、妹と私の生年月日を間違えた。妹とは一才違いなんだけど。後で気がついて、事務長が戸籍のことをやっていたから直してくれって言ったけど、めんどくさがって「いいだろう、一才ぐらい」って、なかなか直してくれなかった。「気持ち悪いから絶対直して」って何度も言って、しぶしぶ直してもらった。

―― 事務長が戸籍のことをやっていたということですが、戸籍を直したのは結婚した時ですか?結婚の時って、(園に)婚姻届け出したんですか?

そんなんやるかいね。園の届なんか断種のためさ。「結婚した」って自治会に言って、夫婦舎に入るのにみんな順番待ち。みんな夫婦舎に入りたいわけ。自治会の「戸籍係」があるわけさ。みんな夫婦舎待っているから、「この人、家に帰ったまま戻ってこないで二人で住んでいるんではないから、夫婦舎から出なければならない」とか、戸籍係がどうするか決めていたわけ。うちらも独身寮にいて、大島<sup>35</sup>の人が引き上げていって、夫婦舎が空いたから夫婦舎に入った。

―― 愛楽園の人たちが戦争で焼けてしまった戸籍を作り直した時、戸籍のことは事務長がやっていたんですか?

福祉にJさんがいて年金のことずっとやっていたから。

-- ・・・、年金、ですか?

障害年金もらうのに、後遺症の診断受けて申請するの。医者によって診断違うのよ。あとから出した人、なんで自分より(後遺症が)軽いのに重くなって(お金を多くもらう)いるんかねぇって。

— みんなが戸籍作ったのって?

そんなん、年金もらうためさぁ

Gさんにとって「戸籍」は大きく二つに分類される。ひとつは入所者の自治会庶務部戸籍係が扱う「戸籍」36である。これは自治会が采配する園内の患者作業配置、食料配給、婚姻関係の把握、死亡時の火葬等に必要な人員把握で、園内の生活全般に直に関係した37。園内には一軒を真ん中で仕切った茅葺きの夫婦舎があり、一軒に二夫婦が入居した38。大部屋の独身寮を出て夫婦舎入居を希望する人は多く、入居するためには自治会に婚姻届を出した後、長い間、順番を待たねばならなかった。そのため、夫婦舎の使用状況は順番待ちをしている入所者たちに厳しく監視され、出産のために実家に帰った妻が出産後何か月も戻らず、夫一人で暮らしているから夫婦舎を出るべきだなどと、自治会に訴えられた。自治会に提出される婚姻届は園で使っている両名の名前が書かれ、戸籍名であることや両名が同じ姓を名乗ることは求められなかった。婚姻届けは家の存続のための家制度に基づくものではなく、夫婦舎に入るための合理的な手続きととらえられた。

もうひとつの「戸籍」は園外で通用する「公式」な戸籍である。Gさんはこの「公式」な戸籍を二種類に分け、 事務長が窓口になって園の外へ届けた戸籍と、「復帰」前、年金を受給するために整備された入所者の戸籍とを、異なる戸籍としてとらえている。事務長を窓口とする園への届けは園が入所者を管理するために使うと意識された。 園では断種することを条件に婚姻関係を認めていたため、婚姻届を園に提出することや婚姻関係にあることが記載されている戸籍を作ることは断種することを意味した。実際には、入所時に届けられた名前や住所が公的なものと 異なり、また、婚姻等の身分変更は断種を避けるために園には届けないことが多かった39。

ふたつめの「公式」な戸籍は 1960 年代終わりに戸籍のなかった人が年金受給のために作ったと記憶されている。同時期、G さん自身は戸籍整備法の申告時に父親が申告をして「公式」な戸籍があり、戸籍謄本を添付して身体障害者福祉年金を申請した。この時、実家が G さんの実家と近かった入所者の K さんには戸籍がなく、障害年金の申請ができなかった。G さんは兄に K さんの家族に戸籍を作るように伝え、K さんが年金を受給できるようにしてほしいと頼んだ。G さんの兄は近所の K さんの家を訪ね、入所している K さんの戸籍を作るようにと話したが、家族は渋い顔をしてなかなかうなずかなかった。幾度も戸籍を作ってほしいと K さんの家を訪ねた G さんの兄は「私の姿を見たとたんに顔が険しくなった」と家族の様子を話した。

G さんは入所者が家族に配慮しながらも戸籍再製に動いたのは「年金のためさぁ」と即答し、戸籍が生活のために必要なものだったとするが、一方で、「こっち(愛楽園)にいて、自分で家に帰ることはなくっても、誰も面会に来なくても、手紙一つ来なくったって、みんな家族とはつながっていたいさぁねぇ」と、再製された戸籍だけが家族との繋がりだった K さんのことを話した。

すでに述べたように、家族が作るのを渋る入所者の戸籍を再製させるために、Jさんは仏壇に置かれたトートーメーを確認した。トートーメーは長男が承継する慣わしで、祖霊となって子孫を守る先祖を祀る位牌であり、子孫が祀るべき先祖の名を記す「あの世の戸籍」である。ハンセン病患者は子孫を守る祖霊にならないとされ、入所者の多くは家族や親族にはハンセン病患者がいないとされて療養所で暮らし、亡くなったのちも家の墓に入ることもトートーメーに名前が書かれることもなかった 40。また、入所者自身も従うべきルールとして家の墓やトートーメーに入らないものとしてきた。

戸主を中心とする戸籍もトートーメーと同じように長男が継ぎ、家族としての規範を持った。入所者の戸籍を再製させれば、親族に存在しないとしている入所者が家族の一員として公式に存在する者になる。入所者を家の同籍者とすれば、トートーメーにはないのに戸籍には載っているこの人は誰だと、入所者の存在を知らない親族間で話題にされることが懸念された。そのため家族はトートーメーと同じようにハンセン病患者を戸籍でも存在しないものにしたかった。家族は戸籍をトートーメーに繋がるものとして入所者の戸籍再製を忌避する傾向にあったが、Jさんは戸籍申告に必要な家族の続柄の確認を仏壇に祀られたトートーメーで行った。家族には戸籍再製においてトートーメーと同じように入所者を存在しないようにする動きがあったが、家族が再製させるのを渋った入所者の戸籍はトートーメーを確認することで親族につながる戸籍になった。

#### 7 まとめ

家族も入所者自身もハンセン病患者を親族に存在しないとする慣わしに従ってきた。家族が療養所に入所している身内を戸籍に載せるのに抵抗したのは、親族や近隣の人々から家族が被害を受けないよう家族にハンセン病患者がいないとすることだったが、祖霊信仰に裏打ちされた慣わしとしても正当化された。家族は戸主制の戸籍と長男が承継する祖霊信仰の表れであるトートーメーなどをともに谷富夫がいう「家族主義」<sup>41</sup>(谷 2014)に基づく同じ規範を持つものとし、入所者は存在しない者とするべきだとした。

一方、入所者は自治会への婚姻届を夫婦舎に入居するために必要な合理的手続きとしたのと同様に、戸籍を年金 受給のために必要な「道具」とした。入所者は戸籍とトートーメーを切り離し、一方で本土復帰に備えて整備され た年金制度の枠組みに入ることを可能にする戸籍を手にいれ、他方で祖霊信仰の中では隠されるべき親族の一員と して排除されて生きた。「道具」としての戸籍を手に入れた入所者は、存在しない者として家族主義に基づく祖霊信 仰に帰属する家族と共通の規範に従いながら、「道具」としての戸籍で家族と繋がった。 これまで見てきたように、米軍占領下の沖縄から本土への渡航旅券制度の整備や、日本の福祉制度の占領下沖縄への適用は、社会から隔離された愛楽園も無縁ではなく、入所者たちも本土にわたり、また、身体障害福祉年金の申請をした。この時、一般社会で必要とされた戸籍は愛楽園入所者も必要だったが、入所者の中には無籍者とされている状況があった。入所者は困窮する生活の中で、自治会が中心になって無籍者となっていた入所者の戸籍再製を目指した。これは全国ハンセン病患者協議会の障害福祉年金獲得や外国籍入所者の経済格差解消のための運動と共通する面はあるが、入所者が親族と同じ「家族主義」に従いながら、親族に連なる者として自らの存在を明らかにした動きだったといえる。

なお、園運営に大きな発言力を持った自治会は園や琉球政府に頼らず、直接、米軍や報道機関に情報発信をした。 そして、入所者はオフィシャルな園の指示やフォーマルな自治会の決定事項に頼らずに園内外とつながり個々に生活力を得た。米軍統治下の入所者が沖縄の地域社会とどのようにつながっていたかは別稿で検討したい。

## [注]

- 1 1953年インドのラクノー、1956年ローマ、1958年東京で国際らい会議が開かれ、日本も隔離政策をやめるよう勧告を受けた。
- 2 米軍統治下の沖縄では 1961 年、退所と在宅予防措置を明文化したハンセン氏病予防法が制定されたが、治療の場を制限し隔離政策を 原則とした。
- 3 集落の外れに作られた隔離小屋に住んだり、家の裏座などに籠ることが多かった。
- 4 流行り病での死や親より早く亡くなる子等は本墓に入れず、袖墓に入れるなどの習慣があった。ハンセン病患者は墓に埋葬されないことが多く、海岸端などに埋葬され、二度と出てくるなとまじないを唱えられたりした。
- 5 トートーメーは琉球王国時代、系図を持つ士が地方に下る中で庶民に広まり始め、地域によっては明治・大正時代に定着した「創造された伝統」といわれる(犬塚 2003)。
- 6 琉球政府設立の1952年、国頭愛楽園は琉球政府立沖縄愛楽園と改称された。
- 7 戸籍の一部焼失はいくつかの離島でみられる。
- 8 日本政府は臨時戸籍を公式な戸籍と認めなかった。戸籍再製では沖縄が日本統治になることを想定して様式を整えた(久貝1990)。
- 9 黒坂愛衣は家族の被害に着目し、丹念な聞き取りを行っている (黒坂 2015)。
- 10 D さん聞き取り調査より (2013 年 6 月実施)。D さんの出身地ではハンセン病患者を「コーター (指が曲がっている人)」とよんだ。
- 11 E さん聞き取り調査より (2013年8月実施)。
- 12 同注 10。
- 13 E さん妹聞き取り調査より (2014年9月実施)。
- 14 F さん聞き取り調査より (2013年11月実施)。
- 15 同注 10。
- 16 退所者親族聞き取りより (2013年7月実施)。
- 17 G さん聞き取り調査より (2015年9月実施)。
- 18 H さん聞き取り調査より (2013年7月実施)。H さんは八重山出身のため戸籍を焼失しなかった。
- 19 『西暦一九四六年 臨時戸籍事務取扱要綱 座間味村村役場』沖縄県立図書館所蔵。
- 20 日本政府は1948年、沖縄の戸籍を管理することを目的に福岡法務局沖縄関係戸籍事務所を置き、本籍が沖縄にある本土在住者を中心に戸籍を作った。これは福岡戸籍といわれ、本土で効力のある沖縄の戸籍となった。
- 21 A さん聞き取り調査より (2014年3月実施)。
- 22 死亡者の戸籍調査は行っていない。

戸籍の不在の影響は患者の子どもの戸籍に引き継がれた。退所者 C さんの祖父はハンセン病患者で死亡した娘 (C さんの母) の戸籍 は申告しなかったが、離れて暮していた孫の C さんについては生年月日を末の子どもと同じ日にして申告した。退所者 C さんの聞き取り調査より (2014年9月実施)。

- 23 1970年に13名が申請した。
- 24 愛楽園の成人入所者は屋我地島内有権者の 1/3 を占める大きな票田であり (沖縄県ハンセン病証言集編集総務局 2006)、選挙権の問題としても戸籍は考えられた。
- 25 I さん聞き取り調査より (2015年11月実施)。
- 26 Jさん聞き取り調査より(2016年3月実施)。鹿児島の療養所に渡った後、身を隠すためにさらに転園を重ねた人もいる。

- 27 多くは出入国管理規定を潜り抜け本土に渡った。
- 28 元澄井中学校教員からの聞取り(2014年2月実施)。
- 29 1955年、療養所に入所する子どものための高校が長島愛生園に設置された。
- 30 同注 22。 C さんは戸籍を探しあてた時、戸籍の上では実年齢より 10 歳も年長になっていることと母親の戸籍がないことを知った(金 城 2007; 下村ほか 2015)。
- 31 自治会所蔵の入所者日記より。
- 32 同注 26。
- 33 労務外出で収入を得ていた人には園長が障害の認定をせず、障害年金をもらえなかった人もいる (沖縄県ハンセン病証言集編集総務局 2006)。
- 34 Gさん聞き取り調査より (2016年6月実施)。
- 35 1947 年、本土の療養所等にいた沖縄と奄美出身者が愛楽園に引き上げ、奄美出身者は1948 年に奄美の和光園に引き上げた。
- 36 自治会が管理した入所者名簿を「戸籍」とよぶ人もいる。
- 37 患者作業返還運動により徐々に園に移管された。
- 38 1947 年建築当初は断種が入居の条件になった。
- 39 届けがなくても察知や密告による情報から断種や堕胎が行われた。
- 40 愛楽園では親族の遺骨引き取りが少なくなかったが、多くは親族の墓に入らなかった。
- 41 谷富夫は自己の生活をある程度犠牲にしても家族規範に従う行動様式のことを「家族主義」とし、沖縄では儒教道徳に根ざした家父長制を基盤とする(谷 2014)。

## [参考文献]

青山陽子,2014,『病の共同体――ハンセン病療養所における患者文化の生成と変容』新曜社.

蘭由岐子, 2004, 『「病の経験」を聞き取る』 皓星社.

有薗真代,2017,『ハンセン病療養所を生きる』世界思想社.

遠藤正敬, 2017, 『戸籍と無戸籍――日本人の輪郭』人文書院.

藤野豊, 2006, 『ハンセン病と戦後民主主義』岩波書店.

月刊沖縄社, 1983, 『アメリカの沖縄統治関係法規総覧』池宮商店.

廣川和花, 2011, 『近代日本のハンセン病問題と地域社会』大阪大学出版会.

大塚協太, 2003, 「沖縄における家族の『伝統』と『近代』――家族規範に関する『伝統の創造』の諸相をめぐって」静岡県立大学国際関係学部編『国際関係・比較文化研究』 2 (1): 27-49.

金城幸子, 2007, 『ハンセン病だった私は幸せ』ボーダーインク.

久貝良順, 1990, 「戦後沖縄における法体系の整備——登記簿・戸籍簿を含めて」『沖大法学』(9): 110-118.

-----, 1954, 『戸籍整備申告のしおり』.

桑畑洋一郎, 2013, 『ハンセン病者の生活実践に関する研究』 風間書房.

前田真之,1998、「癩予防法と沖縄」 『沖縄県立博物館紀要』 (24):29-49.

沖縄愛楽園、1954、「戸籍申告あれこれ」『愛楽』1 (1):46-48.

沖縄愛楽園自治会, 1958,『雑書綴り』沖縄愛楽園自治会所蔵.

-----, 1975, 『公文書綴り』沖縄愛楽園自治会所蔵.

沖縄愛楽園入所者自治会,1968,愛楽園ニュース (7).

-----, 1970, 愛楽園ニュース (15).

沖縄愛楽園交流会館、2016、「ハンセン病と隔離政策の歴史」.

沖縄ハンセン氏病予防協会, 1970a, 「ハンセン氏病にまつわる戸籍の問題」『愛楽』 (34): 15-17.

-----, 1970b, 「二年生庶務部長日記より」『愛楽』(35): 53-56.

沖縄県文化振興会公文書館管理部資料編集室,2001,『沖縄諮詢会記録』沖縄県教育委員会.

沖縄県ハンセン病証言集編集総務局、2006、『沖縄県ハンセン病証言集沖縄資料編』沖縄愛楽園自治会.

沖縄県教育庁文化財課, 2012, 『沖縄の葬制に関する総合調査報告書』沖縄県教育委員会.

沖縄民政府,1946,『西暦一九四六年 臨時戸籍事務取扱要網 座間味村村役場』沖縄県立図書館所蔵.

奥山恭子, 2006,「戦後沖縄の法体制と戸籍の変遷 (1)」『横浜国際社会科学研究』11 (3): 349-368.

#### Core Ethics Vol. 14 (2018)

犀川一夫, 1993, 『沖縄のハンセン病疾史』沖縄県ハンセン病予防協会.

坂田勝彦、2012、『ハンセン病者の生活史』青弓社.

澤田佳世、2014、『戦後沖縄の生殖をめぐるポリティクス――米軍統治下の出生力転換と女たちの交渉』大月書店.

下村英視・鈴木陽子・嘉数睦, 2015,「『病む』ことにおける人間の存在論的位相——沖縄愛楽園入所者に見る病むことの存在論的研究」『地域研究』(16): 1-22.

鈴木陽子,2015,「病むことと排除」沖縄大学大学院現代沖縄研究科 2015 年度修士論文.

谷富夫,2014,「沖縄的なるものを検証する」谷富夫·安藤由美·野入直美編『持続と変容の沖縄社会――沖縄なるものの現在』ミネルヴァ 書房.

全国ハンセン病療養所入所者協議会編,2001,『復権の日月――ハンセン病患者の闘いの記録』光陽出版社.

# Ambivalent Feeling of the Residents in Hansen Disease Sanatorium when They Restored Their Names in Family Register

#### SUZUKI Yoko

#### Abstract:

Many family register books were burned in the most area of Okinawa during the Battle of Okinawa. Decades after the end of war, they decided to restore these register books by self-declaration of the families. However, some families did not declare the names of their members in Hansen Disease sanatorium. The detail of their situation, and what the residents of sanatorium wanted when they registered, have been overlooked in previous studies. This paper aims to reveal it, by interviewing people in the sanatorium and their families, as well as studying the newsletter of the patients' association. The families tried not to register the patient's name in the register books to erase their existence. The residents, on the other hand, wanted to register their names in order to stay away from their family, to get a passport to go to Japan, or to receive pension money in later years. The family valued having name in the register book as the qualification to be a member of the family, same as having names in *Totome*, Okinawa memorial tablet. However, the residents regarded having name in the register book separate from the norm of family, but as an instrument to survive in their difficult lives.

Keywords: Hansen disease, Okinawa, Airakuen, family register, pension

沖縄愛楽園入所者の戸籍再製 ——入所者が手に入れた「道具」としての戸籍——

## 鈴 木 陽 子

#### 要旨:

戦後、沖縄戦で焼失した戸籍は住民の申告によって再製されたが、申告されなかったハンセン病療養所入所者が どのような状況にあったかは論じられてこなかった。本稿の目的は無籍者にされた入所者が戸籍に何を求めたかを 明らかにすることであり、調査方法は入所者、退所者からの聞き取りと入所者自治会の議事録、機関誌等の調査研 究である。家族も入所者も家族にハンセン病患者がいないように振る舞い、戸籍の消失は入所者が生まれた痕跡も 消し去ったが、戸籍再製は入所者の存在を再び明らかにした。家族が入所者を戸籍に申告しないですまそうとする 一方で、入所者は家族から遠ざかり、豊かな日本への渡航を目的にパスポートを申請するため、また、年金受給の 手続きのために戸籍を必要とする状況にあった。家族は戸籍を位牌と同様に家族主義に基づいて考えたが、入所者 は戸籍を位牌から切り離し、苦しい生活から抜け出す道具的な手段としたことが明らかになった。